

国立市高齢者食事サービス事業委託候補事業者選定プロポーザル実施要領

この要領は国立市高齢者食事サービス事業（以下「食事サービス事業」という。）を令和5年4月より実施するにあたり、国立市（以下「市」という。）が委託候補事業者を選定するためのプロポーザル及びその参加手続きについて定めるものである。

1 業務概要

(1) 件名

「国立市高齢者食事サービス事業」

(2) 業務の目的

この事業は、単身世帯又は全ての世帯員が高齢者（65歳以上の者をいう。）で構成される世帯その他これに準ずる状況にある世帯に属する高齢者で、日常の買物、炊事等に支障、困難等があり市が必要と認めた者（以下「利用者」という。）に対し、安否確認を兼ねた配食を行うことで生活の質の向上及び地域での孤立を防ぐことを目的とする。

(3) 業務内容

別紙仕様書のとおり

(注) 夕食以外の朝食についても、仕様書に準じた食事サービスが実施可能かどうかを記載してください。

(4) 委託予定期間

令和5年4月1日～令和9年3月31日

(注) 委託契約については、年度ごとに締結する。

(注) 委託契約の締結は、各年度の食事サービス事業に係る予算が成立していることを条件とする。

(5) 履行場所

国立市内全域（ただし、事業規模等の事由により範囲を限定して行うことができる。）

(6) 委託単価

夕食 1食につき400円（税込）

朝食 1食につき100円（税込）

※昼食について実施の有無、及び価格は未定

(7) 募集事業者数

募集する委託候補事業者の数は、利用者の多様な要望に応えられるよう複数とする。
なお、特段の事情がない限り上限を設けない。

2 事業実績

①地区別利用者数（令和4年9月末現在、休止中の利用者を除く）

地区	北	東	富士見台	中	西	谷保	泉	青柳	矢川	合計
利用者数	72	36	105	35	41	39	16	18	2	364

②月別利用者数・配食数

年度		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和3年度	利用者数	383	385	388	390	391	390	381	377	374	379	368	376
	配食数	5,018	5,237	5,237	5,307	5,300	5,267	5,205	5,201	5,132	4,741	4,725	5,293
令和4年度	利用者数	379	386	396	395	396	380						
	配食数	5,249	5,507	5,462	5,469	5,561	5,155						

③一月当たり地区別平均単価（令和4年9月末現在・委託料400円を含む）

地区	北	東	富士見台	中	西	谷保	泉	青柳	矢川	全域
単価 (円)	9,968.6	9,465.8	11,176.3	11,118.0	11,613.4	10,574.6	13,482.5	8,299.4	16,950.0	10,738.2

3 日程

- 令和4年11月21日（月）公募開始・質問受付開始
- 令和4年12月7日（水）12時 質問受付期間締切
- 令和4年12月20日（火）17時 参加提案書締切
- 令和4年12月27日（火）参加資格審査結果通知
- 令和5年1月17日（火）委員より参加者への質問開始
- 令和5年2月1日（水）参加者への質問・調査終了
- 令和5年2月28日（火）委託候補者選定

4 実施形式

委託候補事業者は公募型プロポーザル方式により選定する。

5 参加資格

次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 別紙仕様書に定める業務内容を履行できる個人事業者又は法人であること。
- (2) 高齢者に対する配食事業の重要性を理解し、熱意を持って取り組む意欲があること。
- (3) 1(4)に定める委託予定期間を通じて、食事サービス事業を実施できる見込みがあること。

- (4) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）に定める営業許可を受けている又は同法に規定する営業届出を行っていること。
- (5) 衛生的かつ十分な厨房施設及び配達手段を有していること。
- (6) 事業所内に食事サービス事業の実施を指導・監督する管理責任者並びに調理及び配食の責任者を配置していること。
- (7) 食事サービス事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ資金等について十分な管理能力を有していること。
- (8) おおよその目安として、少なくとも一月あたりに20人の利用者を受け入れることができ、それらの者に一月あたり延べ200食を安定的かつ継続的に提供できること。
- (9) 地方自治法施行令（昭和22年外政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (10) 事業者（法人の場合は、法人及びその役員）及びその使用人その他の従業者が、国立市暴力団排除条例（平成25年条例第42号）第2条に掲げる暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う者ではないこと。
- (11) 国立市競争入札参加有資格者指名停止措置要綱（平成7年9月国立市訓令（甲）第37号）による指名停止措置を受けていないこと。
- (12) 租税公課の滞納がないこと。

6 募集内容

(1) 申込方法

本プロポーザルに参加を希望するものは、以下の申請書類を提出すること。

(2) 提出書類

各1部提出すること。製本はしないこと。

- ① 参加申込書（第3号様式）
- ② 誓約書（別紙1）
- ③ 登記事項証明書等

【法人である場合】

・履歴事項全部証明書（登記簿謄本の写し）

【個人事業者である場合】

・商号登記簿謄本（商号登記をしている場合）

・身分証明書（商号登記をしていない場合）

（※住民票の写しを提出される場合、戸籍の表示（本籍・筆頭者）、個人番号（マイナンバー）、住民票コードの記載がないものをご提出ください。）

※いずれも、写しでも可

- ④ 食品衛生法に定める営業許可証の写し、又は同法に規定する営業届出の写し（※）

※営業届出の写しがない場合は、15 問い合わせ先までご連絡ください。

⑤ 租税公課の滞納がないことを証明する書類 (※)

※直近1年分を提出すること。

※写しでも可

※納める必要がない税目等がある場合は、その旨を申告すること。

【法人である場合】

- ・ 納税証明書 (その1 (「法人税」と「消費税及地方消費税)、その3の3)
- ・ 法人事業税納税証明書
- ・ 法人都道府県民税納税証明書
- ・ 法人市区町村民税納税証明書
- ・ 社会保険料納入証明書
- ・ 労働保険料等納入証明書

【個人事業者である場合】

- ・ 納税証明書 (その1 (「申告所得税及復興特別所得税」と「消費税及地方消費税」、その3の2)
- ・ 個人事業税納税証明書
- ・ 市区町村民税納税証明書
- ・ 都道府県民税納税証明書
- ・ 社会保険料納入証明書
- ・ 労働保険料等納入証明書

⑥ 国立市食事サービス事業に係る事業計画書 (任意様式)

⑦ 国立市食事サービス事業に係る資金計画書 (任意様式)

⑧ 直近3年分の決算書 (任意様式)

⑨ 企画提案書 (別紙2)

⑩ 献立表4か月分 (別紙3)

※春 (3~5月)、夏 (6~8月)、秋 (9~11月)、冬 (12~2月) の季節ごとに1か月ずつ、合計4か月分を提出してください。

※栄養成分表示に基づき、栄養素について、1食分ごとに表示すること。

(3) 提出方法

持参又は郵送により、「15 問い合わせ・提出先」まで提出すること

(4) 提出期限

令和4年12月20日 (火) 17時 (期限内必着)

7 情報公開及び情報の提供

国立市情報公開条例（平成14年条例第35号）の規定に基づき、非開示情報を除き公開対象とする

8 候補者決定方法

(1) 審査方法

審査の方法は、書類審査により行うものとする。

従来の試食審査については新型コロナウイルスの感染状況を鑑み、実施しない。

① 一次審査

6(2)に定める提出書類により、参加申込をした事業者が、「5 参加資格」に定める要件を満たしているか審査を行う。書類上で資格を満たしていることが確認できた全ての事業者を一次審査通過者として通知する。

② 二次審査

一次審査を通過した事業者に対して、提出された企画提案書を評価する。審査に当たっては、必要に応じて令和5年1月17日（火）～令和5年2月1日（水）の期間に提出された企画提案書に関して聞き取り調査を行う。

審査の結果、一定の水準に達していると認められたすべての事業者を委託候補事業者として選定する。

(2) 審査機関

二次審査は、市職員等で組織する「国立市高齢者食事サービス事業委託プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）において行うものとする。

(3) 審査基準

審査にあたっては、以下の項目について評価する。

ア) 体制に関する項目

a) 必須項目	
1	事業を安定的かつ継続的に実施するために必要かつ十分な設備及び人員が配置されているか
2	個人情報の保護について、適正な措置を講じているか
3	衛生管理について、適正な措置を講じているか
4	仕様書に定める利用者不在時の安否確認フローを実施できる体制を整えているか
5	利用者の異常事態を発見した場合に適切な対応が取れる体制を整えているか
6	災害、食中毒等の非常事態が発生した場合における危機管理体制を整えているか
7	配達員に対して、高齢者への接し方について十分な研修等を実施しているか

8	苦情・問い合わせがあった場合、迅速に対応できる体制を整えているか
b) 加算項目（該当する場合、別途点数を加算する。）	
9	環境への負荷を減らす取り組みを実施している。
10	従業員等が働きやすい環境の整備に努めている。
11	市内に調理又は配達の拠点がある。
12	高齢者配食業務を3年以上行った実績がある。
13	自治体から高齢者配食業務の委託実績がある。
14	高齢者又はしょうがいしゃを従業員として雇用し又は事業に参加させている。
15	市内全域について食事サービス事業を実施することができる。
16	日曜日若しくは土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（1月1日を除く。）に食事サービス事業を実施することができる。
17	年末（12月29日から12月31日をいう。）又は年始（1月1日から1月3日までをいう。）に食事サービス事業を実施することができる。
18	朝食又は昼食について、食事サービス事業を実施することができる。

イ) 配達する食事内容に関する項目

a) 基本項目	
1	摂食、嚥下、アレルギー等への対応を積極的に行っているか
2	栄養素をコントロールした食事の提供など食事療養への対応を積極的に行っているか
3	献立について、高齢者が飽きないよう変化に富んだものになっているか
4	季節感のあるメニューになっているか
5	高齢者が好むような内容か
6	価格について、食材料費、人件費、見守りに係る経費等を踏まえて適正に設定されているか
7	食事の盛り付けは適切か
b) 加算項目（該当する場合、別途点数を加算する。）	
8	使用する食材について、地産地消に配慮しているか
9	使用されている食材や栄養素に偏りはなにか

(4) 評価方法

評価項目ごとに点数化し、総合得点が一定の水準に達している場合に候補者として決定する。なお、審査委員が特に低い評価をつけた項目がある場合、候補者として選出できない場合がある。

9 結果発表及び契約締結

一次審査及び二次審査結果は書面にて通知する。

候補者として決定後、契約内容を確認する場を設けたのちに市と個別に委託契約を締結するものとする。

10 本プロポーザルに関する質問の受付及び回答

実施要領や仕様書等に関して不明な点がある場合は、電子メール又はFAXにて「15 問い合わせ・提出先」まで送信することとする。なお、送信後に到着確認の連絡を電話にて入れること。

- (1) 質問受付期間 令和4年11月21日（月）～令和4年12月7日（水）正午
- (2) 回答方法 令和4年12月14日（水）17時までに質問者を伏せた上で、
国立市ホームページ上で公開する。

11 失格条項等

次のいずれかに該当した場合は失格とする

- (1) 提出期限に遅延した場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (4) その他審査委員会が社会通念に照らし失格に当たる事由があると認める場合

14 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルに要する費用は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 企画提案書等について、提出後の修正は認めない。ただし、市から要請があった場合はこの限りではない。
- (3) 提出書類の返却は行わない。
- (4) 提出書類に使用する言語は日本語とし、通貨は日本円とする。
- (5) 提出書類は、事業者選定に伴う作業等に必要範囲において、複製を作成する。
- (6) 食事サービス事業に係る予算が成立しない場合、市は契約を締結しないことができる。
なお、これに伴う委託候補者の損失については、市は損害賠償の責を負わないものとする。
- (7) 提出書類中の代表者印には印鑑登録された印を使用することとする。

15 問い合わせ・提出先

〒186-8501 国立市富士見台2-47-1

国立市 健康福祉部 高齢者支援課 高齢者支援係（市役所3階 第3会議室）

電話 042-576-2111（内線785） FAX 042-580-4210

メール koreishien@city.kunitachi.lg.jp

担当：長谷野（はせの）